

# 熊本県ユニバーサルデザイン 建築物整備促進事業

みんなにやさしい建物の工事をお考えの方を応援します！

乳幼児と一緒に人も利用しやすい建物にしたい！

高齢者や車いす使用者も利用しやすい建物にしたい！

日本語が苦手な方など誰もが利用しやすい建物にしたい！



県と市町村では、個人や事業主の方が店舗などの建物を誰もが利用しやすくなるよう改修される際に、改修費の一部を助成する制度を設けています。

補助額は200万円または50万円を限度とし、一定の基準を満たす必要があります。詳しくは、下記までお気軽にお問合せください！

※補助限度額は市町村により異なります。

## ■補助の対象となるのは以下のような建物です

不特定かつ多数の人が利用する施設

(例)物販店舗、ショールーム、飲食店、理髪室・美容室、ホテル・旅館、診療所、公衆浴場など  
(ただし、住宅や病院、老人福祉施設などは対象外です。)

## ■補助の対象となるのは以下のような工事です

車いすの方やお年寄りの方も含め、誰もが利用しやすくなるように、自動ドア・スロープ・手すりの設置、多機能トイレや駐車場の整備など

## ■補助制度を利用できる市町村

(平成29年4月現在)

八代市・人吉市・荒尾市・水俣市・玉名市・山鹿市・菊池市・宇土市・上天草市・宇城市・阿蘇市・天草市・合志市・大津町・菊陽町・南小国町・嘉島町・益城町・氷川町・芦北町・多良木町・球磨村・あさぎり町・苓北町



## お問い合わせ

- 補助申請について  
工事予定地のある各市町村
- 補助内容について  
工事予定地のある各市町村  
熊本県建築課アートポリス・UD班  
(TEL:096-333-2537)

## ■補助メニュー

改修タイプ	補助対象工事費	補助対象工事費 (上限額 <sup>※4</sup> )	補助率	補助額 (上限額 <sup>※4</sup> )
原則型	建築物特定施設 <sup>※1</sup> がすべて建築物移動等円滑化基準 <sup>※2</sup> に適合となるもの。	300万円	2/3	200万円
経路全部型改修	建築物特定施設（移動等円滑化経路 <sup>※3</sup> に係るものに限る。）が原則として建築物移動等円滑化基準をみたすのもの。	300万円		200万円
経路部分型改修	1以上の建築物特定施設（移動等円滑化経路に係るものに限る。）が原則として建築物移動等円滑化基準をみたすのもの。（ただし、当該基準に適合しない建築物特定施設について有効な対策が講じられているものに限る。）	75万円		50万円

※1 建築物特定施設：出入口、廊下等、階段、便所、敷地内通路、駐車場など

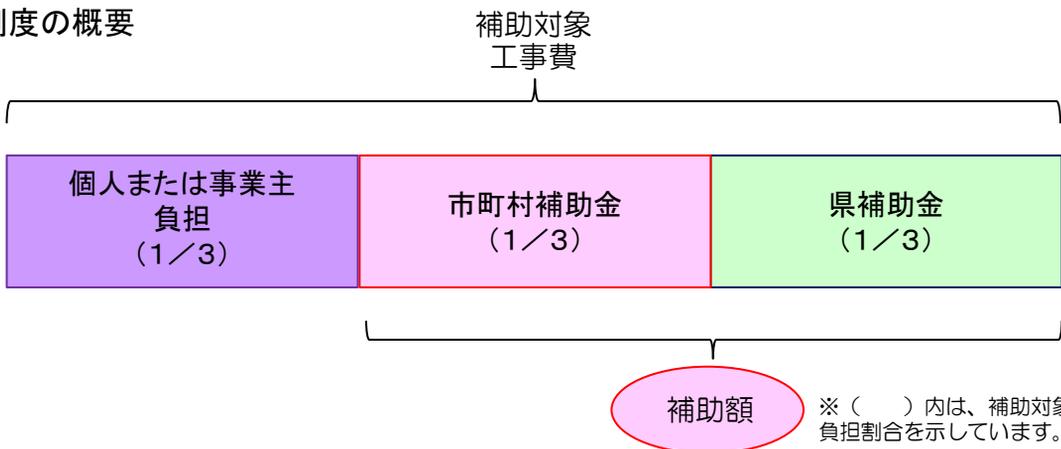
※2 建築物移動等円滑化基準：高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な構造及び配置。

※3 移動等円滑化経路：高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路。

※4 上限額：補助対象工事費及び補助額の上限額は市町村により異なります。

また、補助対象工事費が上限額に満たない場合は、実際の工事費が上限額となります。

## ■補助制度の概要



## ■補助制度の手順

詳細は事前に熊本県建築課、各市町村へご相談ください。

